

町 長	副町長	教育長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第4号

会 議 結 果 等 報 告 書			
会議区分	○ 会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文 書 番 号	6 4 5
		決 裁 期 日	平成 22 年 9 月 30 日
名 称	文化財保護委員会 会議		
日 時	平成 22 年 9 月 29 日 (月) 13 : 30 ~ 14 : 30		
場 所	社会教育総合センター 大集会室		
出席者	教育長、服部教育振興課長、水谷主幹、吉河主査 文化財保護委員 8 名 (別紙のとおり)		
内 容	別紙の資料をもとに、平成 22 年度報告事項及び平成 23 年度協議事項について説明、委員の意見を求めたこと報告します。		
	会議開催前に、教育長より委嘱状を交付する。		
	教育長より挨拶。		
	事務局：委員の委嘱後初めての会議ということで、委員長を選任をお願いしたい。		
	各委員のご意見をいただきたい。		
	各委員：事務局の案があれば、提案願いたい。		
	事務局：三好委員を委員長として推薦したい。		
	各委員：異議なしで、全委員の拍手により選任する。		
	三好委員長より挨拶後、議事に従い審議する		
	三好委員長：報告事項第 1 号について事務局より報告願います。		
	事務局：報告事項第 1 号か説明させて頂き、ご質問を頂きたいと思います。		
	(議案及び資料 1 を説明) 以上、説明を終わります。		
	三好委員長：憩いの楡の整備について、新たに委員になられた方も多いため、再度、経過も含め事務局より説明いただきたい。		
	事務局：現在、憩いの楡の場所までの歩道がなく、開拓記念館管理を行っている		

草分住民会から、観光客より憩いの楡を見学に行きたいが歩道がなく見学できないと
の声があり、歩道整備の要望があったため、今回整備するものです。

三好委員長：他に質疑ありませんか。

各委員：特にありません。

三好委員長：他にご質疑がなければ報告事項の第2号について事務局より提案願います。

事務局：報告事項第2号か説明させて頂き、ご質問を頂きたいと思います。(議案より説明)

以上、説明を終わります。

羽賀委員：郷土館収蔵物のデータ化を図る中で、資料の有効活用とあるが、具体的な考えは。

事務局：データ化した内容を今後、町民に町ホームページなどのインターネットを活用し、情報
提供を考えている。また、小中学校の児童生徒に対しても情報提供できるようにし、郷
土館の貸出し可能な資料についても活用できるように考えている。

安西委員：地下などに保管している資料は今回のデータ化により展示ができるのか。

事務局：基本的に大きく展示を変えることは出来ないが、今回のデータ化により明らかになった
資料の中で、展示が可能なものは検討していきたい。

三好委員長：重複している収蔵物の廃棄について、寄贈者がわかる場合の対応は。

事務局：重複している収蔵物の中で、寄贈者が不明なものについては廃棄していくが、寄贈者が
わかる場合は寄贈者の意思など確認する中で、検討する。

三好委員長：他に質疑ありませんか。

各委員：特にありません。

三好委員長：他にご質疑がなければ報告事項の第3号について事務局より提案願います。

事務局：報告事項第3号か説明させて頂き、ご質問を頂きたいと思います。(議案より説明)

以上、説明を終わります。

羽賀委員：開拓記念館の管理人は、複数で行っているのか。

事務局：住民会が当番制で行っています。

羽賀委員：開拓記念館は市外地から離れており、見学しづらいのではないかと。

事務局：確かに駅から2km程度あり不便さはあるが、歩けない程の距離ではないと思われる。

三好委員長：他に質疑ありませんか。

各委員：特にありません。

三好委員長：他にご質疑がなければ協議事項の第1号について事務局より提案願います。

事務局：協議事項の第1号を提案させて頂き、ご意見を頂きたいと思います。

(議案及び資料2を説明)以上、説明を終わります。

大寺委員：東中尋常高等小学校御真影奉置所について、東中神社の奥の方にありわかりづらい
ため、目立つ場所へ移設できないのか。

事務局：所有者は東中住民会であり、また、その場所において文化財指定しているため、移設
は困難である。ただし、案内板などの工夫は必要かと思われる。

三好委員長：他に質疑ありませんか。

各委員：特にありません。

三好委員長：他にご質疑がなければ協議事項の第2号について事務局より提案願います。

事務局：協議事項の第2号を提案させて頂き、ご意見を頂きたいと思います。(議案より説明)
以上、説明を終わります。

高村委員：郷土館の休館日について、日・月曜日・祝祭日に見学できるようにできないのか。
また、開拓記念館と同様に7~8月のように期間を決めて対応できないか。

事務局：職員体制の関係で、休館日について常時開館する対応は困難である。

しかし、休館日の対応についてはこの間、事前に電話などがあれば休館日に関らず開館
している。また、閉館期間についても同様な対応をしているので、ご理解願いたい。

三好委員長：他に質疑ありませんか。

各委員：特にありません。

三好委員長：他にご質疑がなければ、協議事項の第3号について事務局より提案願います。

事務局：協議事項の第3号を提案させて頂き、ご意見を頂きたいと思います。(議案より説明)
以上、説明を終わります。

三好委員長：協議事項の第3号について、質疑ございませんか。

各委員：特にありません。

三好委員長：他に質疑がなければ、町指定文化財及び埋蔵文化財等現地視察の概要とその他の協議事項について事務局より提案願います。

事務局：(町指定文化財及び埋蔵文化財等現地視察の概要とその他の協議事項を説明。)

以上、説明を終わります。

三好委員長：質疑ありますか。

各委員：特にありません。

三好委員長：各委員、全体を通して質疑ありますか。

各委員：特にありません。

三好委員長：他に質疑がなければ、これから現地視察を行い、気がついた点がありましたらご意見願います。会議については、以上で終了します。

※会議終了後、別紙のとおり現地視察を行った。

・現地視察での意見

憩いの楡について、「看板ではなく、楡の木を植えてみてはどうか」との意見があった。